

# 第115回 定時株主総会招集ご通知

開催日時 2022年3月23日（水曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所 東京都千代田区内幸町1丁目1番1号  
帝国ホテル東京  
本館2階「孔雀西の間」

郵送およびインターネットによる議決権行使期限  
2022年3月22日（火曜日）午後5時まで

定時株主総会における新型コロナウイルス感染症  
への対応については6ページをご参照ください。

## 目次

□株主の皆様へ	.....	P1
□第115回 定時株主総会招集ご通知	.....	P2
□株主総会参考書類	.....	P7
■第1号議案	剰余金の処分の件	
■第2号議案	定款一部変更の件	
■第3号議案	取締役1名選任の件	
■第4号議案	補欠監査役1名選任の件	
(添付書類)		
□事業報告	.....	P16
■連結計算書類	.....	P39
■計算書類	.....	P42
■監査報告書	.....	P45

## 株主様向け展示試飲会中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、定時株主総会終了後に開催しておりました「株主様向け展示試飲会」は中止いたします。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長 にしなが ゆうじ 西永 裕司

## 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに、当社第115回定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

当社グループはグループ企業理念の下、酒類や酵素医薬品等の分野において、発酵技術を核とする「バイオテクノロジー」をベースとした事業を展開しております。

その中において、お客様に「安心」「安全」をお届けすることを第一に考え、グループの普遍概念である「顧客志向」「収益志向」に則り事業活動を行い、併せて「将来価値の共創」に資する取組みを進めております。

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、「焼酎事業に集中」「アルコール事業 販売の拡大」「生産改革」「酵素医薬品事業の新展開」「CRE戦略」という「長期ビジョン100」の5本の柱を軸とし、コロナ禍による不確実性の高い事業環境において、グループ全体で危機感を共有し、「収益性の改善」「生産品質の向上」に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022年3月

### グループ企業理念

自然の恵みを活かし、バイオ技術をベースに、  
人々に食の楽しさと健やかな暮らしを提供します。

**社名の由来** すべてのものをお酒に変える力を持つという伝説の女神、「オエノ」。

ギリシャ・ローマ神話では「オエノ」は酒神「バックス」にその力を授けられました。

いつまでもお客様と喜びを共有するために、新しい商品・サービスを常に提供していきたい。

——これがオエノグループの理念です。

バイオ技術の象徴である「オエノ」をいしずえとし、この理念を実現するために、

バイオ技術をベースとしたさらなる事業の展開（「オノン」）を目指し商号としました。

(証券コード:2533)  
2022年3月4日

株主各位

東京都墨田区東駒形1丁目17番6号  
オエノンホールディングス株式会社  
代表取締役社長 西永 裕司

## 第115回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第115回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

なお、当日のご出席に代えて、郵送またはインターネットによって議決権を行使することができます。お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、2022年3月22日（火曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月23日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区内幸町1丁目1番1号 帝国ホテル東京 本館2階「孔雀西の間」
3. 会議の目的事項
  - 報告事項 第115期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役1名選任の件  
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
4. 招集に当たっての決定事項
 

次頁「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

### <インターネットによる開示について>

- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.oenon.jp/ir/>）に掲載いたします。
- ◎本「招集ご通知」に際して記載すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第15条に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.oenon.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
- ◎本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、株主総会終了後、当社ウェブサイト（<https://www.oenon.jp/ir/>）に掲載させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

## 議決権行使についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

### 株主総会に当日ご出席いただけない方

#### 1 郵送による議決権行使



後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示され、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

行使期限 **2022年3月22日（火曜日）午後5時到着分まで**

#### 2 インターネットによる議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、**2022年3月22日（火曜日）午後5時まで**にご行使ください。詳しくは、次頁をご覧ください。

### 株主総会に当日ご出席いただける方

#### 3 株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源の節約のため、本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

### 議決権行使書による議決権行使

**議決権行使書**  
エエノホールディングス株式会社 御中 議決権の数 冊

私は、2022年3月23日開催の貴社第115回定時株主総会（継続会または宴会の場合も含む）における各議案の原案に対し、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。  
2022年3月 日

議案	原案に対する賛否
第1号議案	賛 否
第2号議案	賛 否
第3号議案	賛 否
第4号議案	賛 否

基準日現在のご所有株式数 株

**議決権の数** 冊  
議決権の数は1単元ごとに1個となります。  
お 願 い

- 当目株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
- 当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によるお宅に議決権を行使ください。
- 議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送いただく方法。
- スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、パスワードにてログイン後、議決権を行使いただく方法。

（ご注意）  
各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

ログインID: 5422-9876-2338-DPS  
仮パスワード: 123456

エエノホールディングス株式会社

→こちらに、議案の賛否をご記入ください。

#### 【議案】

- 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 → 「否」の欄に○印

→インターネットによる議決権行使に必要となる、ログインIDと仮パスワードが記載されています。

#### 【議決権の行使のお取り扱いについて】

議決権行使書用紙において、議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛成」の意思表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

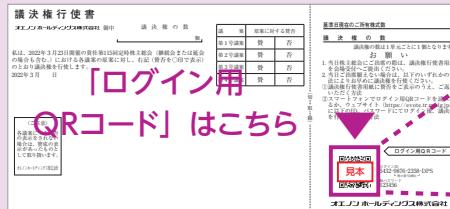
インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

### 議決権行使期限

2022年3月22日(火)  
午後5時まで



### スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



議決権行使書副票（右側）



詳しくは同封の  
案内チラシをご覧ください

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の**入力が必要**です。

同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

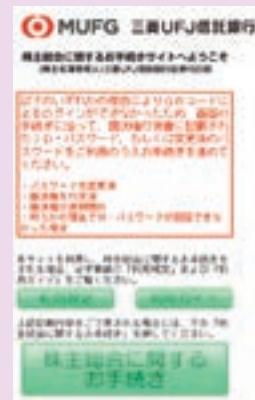
2回目以降のログインの際は…

次頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

## 機関投資家の皆様へ

### 議決権電子行使プラットフォームについて

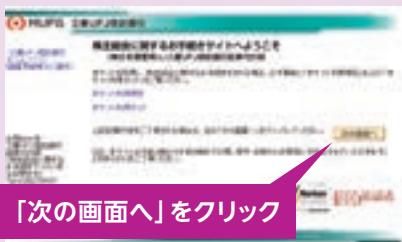
機関投資家の皆様は、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。





## ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



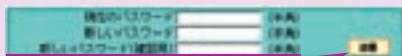
「次の画面へ」をクリック

2. お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

3. 「現在のパスワード入力欄」「新しいパスワード入力欄」および「新しいパスワード（確認用）入力欄」のすべてに入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って  
賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



### ご注意事項

- インターネットにより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

### 【議決権行使ウェブサイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

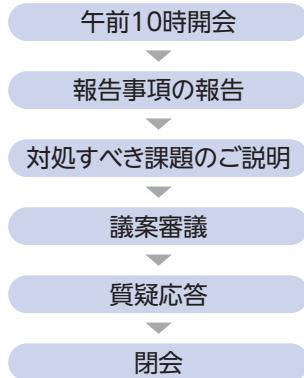
三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

電話：0120-173-027

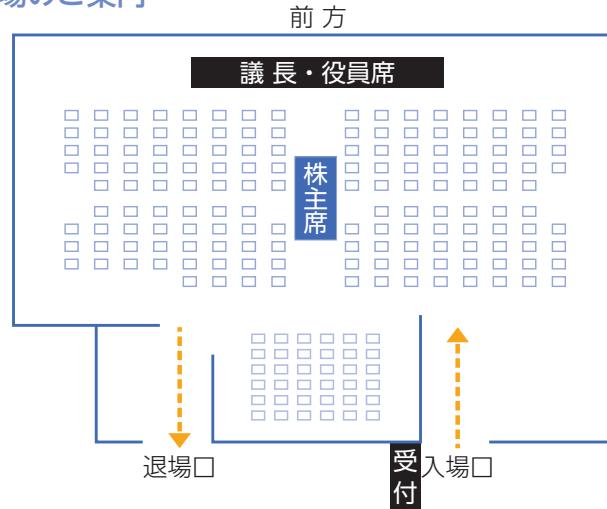
（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

## 〈ご参考〉 株主総会について

## 当日の式次第



## 会場のご案内



## 定時株主総会における新型コロナウイルス感染症への対応について

- 役員および運営スタッフはマスクの着用など、感染予防対策を実施させていただきます。また会場内のアルコール消毒を徹底いたします。
- 議長・役員席の演台には飛まつ防止のアクリル板を設置しての議事進行とさせていただきます。
- 会場の座席は間隔を広げて設置いたします。
- 株主様におかれましてはご自身の体調をご確認の上、感染予防の配慮をお願いいたします。発熱などの症状がある場合はご来場をお控えください。
- 入場の際はマスク着用、アルコール消毒液による手指消毒、検温の実施にご協力をお願いいたします。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当社の配当にあたっては、当社の業績、連結決算の状況、中長期的な収益状況、設備投資計画、適正な内部留保額、配当性向などを総合的に勘案しながら、継続的・安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の当社および連結の業績と株主の皆様への利益還元の重視に鑑み、下記のとおりとさせていただきますと存じます。

#### (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項 およびその総額

当社普通株式1株につき金7円

総額 419,468,938円

#### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年3月24日

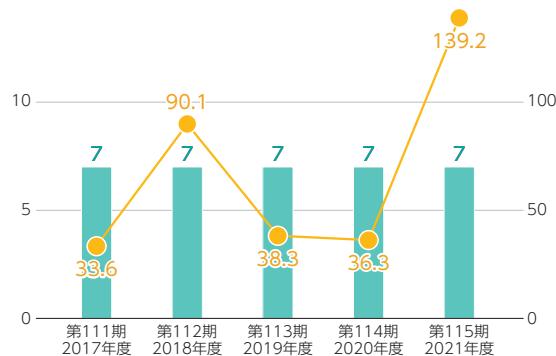
#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

#### ■ (ご参考) 1株当たり配当金/配当性向

(円) ■ 1株当たり配当金

● 配当性向 (%)



## 第2号議案 定款一部変更の件

現行の定款の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(2019年法律第70号) 附則第1条ただし書に規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)  <u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)  <u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。  2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</li> <li>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</li> <li>3. 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</li> </ol>

## 第3号議案 取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役 齋藤忠夫氏は任期満了となります。  
つきましては、取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。  
取締役候補者は次のとおりであります。

再任

社外

独立



さいとう ただお  
**齋藤 忠夫**

●生年月日

1952年8月12日生

●在任期間

6年(本総会終結時)

●取締役会出席回数

14回/15回(93%)

●所有する当社株式の数

14,400株

●略歴並びに当社における地位および担当

1975年	4月	協同乳業株式会社入社
1980年	4月	東北福祉大学嘱託助手 福島学院大学非常勤講師
1982年	3月	東北大学大学院農学研究科博士課程修了(農学博士)
	4月	東北福祉大学社会福祉学部産業福祉学科助手
1988年	1月	米国ブランダイス大学生化学部博士研究員
1989年	4月	東北福祉大学社会福祉学部産業福祉学科専任講師
	11月	東北大学農学部助教授
1996年	4月	東北大学大学院農学研究科准教授
2001年	4月	東北大学大学院農学研究科生物産業創成科学専攻教授
2011年	1月	日本酪農科学会(JDSA)会長
2012年	4月	東北大学総長特別補佐(企画担当)
2013年	9月	アジア乳酸菌学会連合(AFSLAB)会長
2016年	3月	当社取締役(現)
	10月	日本農芸化学会(JSBBA)フェロー(現)
	12月	当社指名・報酬委員会委員(現)
2017年	9月	アジア乳酸菌学会連合(AFSLAB)日本代表理事
2018年	4月	東北大学名誉教授(現)
2019年	1月	日本酪農科学会(JDSA)顧問(現)
	7月	アジア乳酸菌学会連合(AFSLAB)フェロー(現)
2021年	4月	応用薬理研究会理事(現)
	6月	Jミルク国際委員会委員長(現)

- (注) 1. 齋藤忠夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。  
候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。  
3. 齋藤忠夫氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、同氏が取締役にも再任された場合には、同氏は引き続き独立役員になる予定であります。

●社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

齋藤忠夫氏は、国立大学法人東北大学大学院農学研究科の教授等を歴任するなど、当社グループのコア事業に係る専門知識や幅広い知見を有しております。社内出身者と異なる視点で、独立性をもって経営の監督をしていただくことで、経営体制の一層の強化を図るとともにコンプライアンスおよびコーポレート・ガバナンスの充実に貢献することができると判断しております。また、指名・報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしておりますことから、引き続き社外取締役候補者として選任いたしました。

なお、同氏は、当社の社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役および指名・報酬委員会委員としての職務を適切に遂行していただくことを期待しております。

■ (ご参考) 取締役のスキル・マトリックス

地位	氏名	専門性と経験									
		企業経営・ 経営戦略	経営再建	人材開発・ ダイバーシティ	財務・会計・ M&A	法務	製造技術	営業・ マーケティング	海外事業	IT・ デジタル	バイオ 技術
代表取締役 社長	西永裕司	●	●	●	●			●		●	
取締役 会長	長井幸夫	●	●						●		●
取締役	菅原栄司	●					●				●
社外取締役	尾崎行正					●					
社外取締役	齋藤忠夫						●				●

## 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

社外

独立



いしかわ すみお  
**石川 純夫**

●生年月日

1963年4月27日生

●所有する当社株式の数

0株

●略歴並びに当社における地位

1988年 10月 センチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所  
1992年 3月 公認会計士登録  
1998年 8月 同法人社員  
2010年 7月 同法人シニアパートナー  
2017年 7月 石川純夫公認会計士事務所所長(現)

- (注) 1. 石川純夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。石川純夫氏が就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。  
3. 石川純夫氏が監査役に就任された場合、同氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定です。

●補欠の社外監査役候補者とした理由

石川純夫氏は、公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏の豊富な経験・知見と専門知識を活かし、社内出身者と異なる視点で、独立性をもって経営を監査していただくことで、経営体制の一層の強化を図るとともに、コンプライアンスおよびコーポレート・ガバナンスの充実を図ることができると判断したため、補欠の社外監査役候補者として選任いたしました。

なお、同氏は会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行いただけるものと考えております。

以 上

### 取締役候補者指名方針

当社は、当社グループの経営の監督および重要な業務執行の意思決定を行えるようにするため、当社グループの経営に関する知識、経験を有し、かつ、取締役として必要な見識、能力、高い倫理観、公正さ、誠実さを有する人物を、社内取締役候補者として指名する。

また、取締役会の経営監督機能を強化するため、複数名の社外取締役候補者を指名する。社外取締役候補者については、独立性を重視する点から、株式会社東京証券取引所が定める「独立役員」の要件および当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を充足し、かつ、経営に対する助言を可能とする知見や法律・会計・税務等のいずれかの分野における高度な専門知識や豊富な経験をもって当社の経営を適切に監督することが期待される人物を、指名する。

取締役候補者の指名は、社長が原案を作成し、指名・報酬委員会における審議を経て、取締役会において決定する。

### 監査役候補者指名方針

当社は、当社グループの経営の監査・監視を適切に行えるようにするため、当社グループの経営に関する知見や、会計、財務、法律、リスク管理等の各分野で高度な専門知識を有し、広範囲にわたる経験を兼ね揃え、かつ、監査役として必要な見識、能力、高い倫理観、公正さ、誠実さを有する人物を、社内監査役候補者として指名する。

当社は、監査役会設置会社として監査役の半数以上を社外監査役とする。社外監査役候補者については、株式会社東京証券取引所が定める「独立役員」の要件および当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を充足し、かつ、法律・会計・税務等のいずれかの分野における高度な専門知識や豊富な経験をもって当社の経営を適切に監査・監視することが期待される人物を、指名する。

また、財務・会計に関する適切な知見を有する人物を1名以上候補者として指名する。

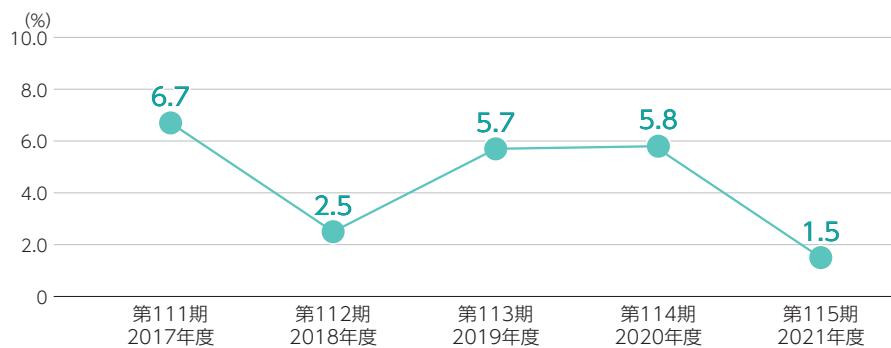
監査役候補者の指名は、社長が常勤監査役と協議して原案を作成し、指名・報酬委員会における審議を経て、監査役会の同意を得た上で、取締役会において決定する。

## 社外役員の独立性に関する基準

当社は、ガバナンスの客観性および透明性を確保するために、社外取締役および社外監査役（以下、総称して「社外役員」という）候補者本人および本人が帰属する企業・団体と当社および当社子会社（以下、「当社グループ」という）との間に、下記の独立性要件を設ける。当社は、社外役員又は社外役員候補者が、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 当社グループの業務執行者（注1）又は過去において当社グループの業務執行者であった者  
注1：「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人をいう。なお、社外監査役の独立性を判断する場合は、非業務執行取締役を含む。
2. 当社の現在の主要な株主（注2）又はその業務執行者もしくは当社グループが現在主要な株主である会社の業務執行者  
直近3年間において、当社の現在の主要な株主又はその業務執行者であった者  
注2：「主要な株主」とは、当社の直近の事業年度末において、自己又は他人の名義をもって総議決権の10%以上の株式を保有する企業等をいう。
3. 当社グループの主要な取引先（注3）又はその業務執行者  
直近3年間において、当社グループの主要な取引先又はその業務執行者であった者  
注3：「主要な取引先」とは、当社グループとの取引の支払額又は受取額が、当社グループ又は取引先（その親会社および重要な子会社等を含む。）の連結売上高2%以上を占めている企業をいう。
4. 当社グループから多額の寄付（注4）を受けている者（当該多額の寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）  
注4：「多額の寄付」とは、その価額の総額が、直近3年間の平均で1,000万円又は当該団体の総収入の2%のいずれか大きい額を超える寄付等をいう。
5. 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
6. 直近3年間において、当社グループの会計監査人である監査法人の内当社グループの監査業務の主要な担当社員等（注5）であった者  
注5：「監査業務の主要な担当社員等」とは、次の者をいう。
  - (1) 監査業務の業務執行責任者
  - (2) 監査業務に係る審査を行う者
  - (3) その他、監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行う者
7. 上記6に該当しない公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門的サービスを提供する者であって、当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注6）を得ている者（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体の場合は、その団体に所属する者）  
注6：「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、直近3年間の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の総収入の2%以上の額の金銭をいう。
8. 上記1から7までのいずれかに該当する者（但し、使用人については重要な使用人（注7）に限る）の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族又は生計を一にする者  
注7：「重要な使用人」とは、部長職以上の使用人をいう。
9. 本基準の改廃は、取締役会の決議による。

■ (ご参考) 自己資本利益率 (ROE)



# 事業報告

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

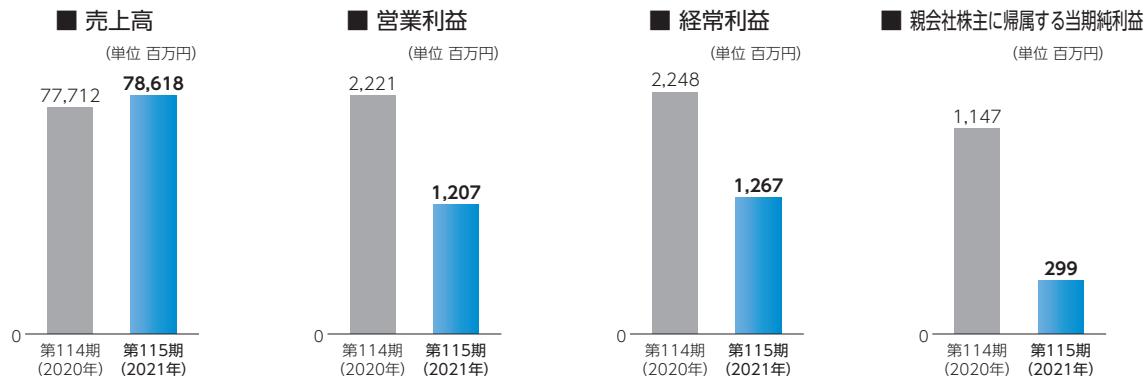
## 1. 当社グループの現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の進展などにより新規陽性者数が減少し、経済活動・社会活動の正常化に向けた動きが見られたものの、新たな変異株の出現により、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような経営環境の下、当社グループは、グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るべく、中長期戦略「長期ビジョン100」で掲げた5本の柱を軸として、「中期経営計画2023」の目標達成に向けた取組みを引き続き進めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、78,618百万円（前期比1.2%増）となりました。利益面では、原料である粗留アルコールやコーン価格の大幅な高騰などの影響を受け、営業利益は1,207百万円（前期比45.7%減）、経常利益は1,267百万円（前期比43.6%減）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、事業再編損失等の特別損失を計上したこともあり、299百万円（前期比73.9%減）となりました。



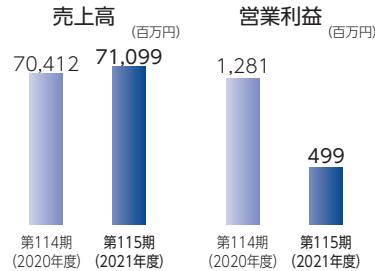
セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### セグメント別売上高

区 分	第114期 [前連結会計年度]	第115期 [当連結会計年度]	増減率
酒類事業	70,412 (百万円)	71,099 (百万円)	1.0%増
加工用澱粉事業	3,582	3,810	6.3%増
酵素医薬品事業	3,293	3,277	0.5%減
不動産事業	351	360	2.4%増
その他	72	71	1.8%減
合 計	77,712	78,618	1.2%増

## 酒類事業

■ 売上高 71,099百万円 (前期比1.0%増)



主要製品：焼酎、チューハイ、清酒、合成清酒、梅酒、洋酒、加工用洋酒、酒類原料用アルコール・工業用アルコール、調味料

酒類事業におきましては、国内の人口減少や少子高齢化、飲酒機会の減少により市場の伸張が期待しにくく、価格競争も激化しております。飲用シーン別においては、度重なる緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用による営業自粛、時短営業およびアルコール類の提供自粛により、飲食店向けの焼酎・清酒等が減少する一方、家飲みが定着したことで、市場の伸張が続くチューハイなどのRTD分野に加えて、居酒屋の味を自宅で自分好みに楽しむことができる“チューハイの素”と呼ばれる、割って飲む希釈タイプのリキュール (RTS) の市場が急速に拡大しております。このような環境の下、売上高は71,099百万円 (前期比1.0%増) となりました。利益面につきましては、粗留アルコール等の原材料価格の高騰が大きく響き、499百万円の営業利益 (前期比61.0%減) となりました。

和酒部門のうち焼酎につきましては、本格焼酎の「博多の華」シリーズや甲類乙類混和焼酎の「すごむぎ」「すごいも」シリーズが好調に推移したものの、PB商品等の減少により、売上高は減少いたしました。同カテゴリーでは、しそ焼酎「鍛高譚」の公式



博多の華 むぎ

すごむぎ

すごいも

鍛高譚



直球勝負  
レモン

NIPPON  
PREMIUM  
愛媛県産  
いよかん

酎ハイ専科  
レモンサワーの素

香蕉

Twitterアカウントの開設を記念した、「鍛高譚公式アカウント開設記念&ご愛顧感謝キャンペーン」を実施するなど、日頃のご愛顧に感謝するとともに、商品認知度向上、更なるファン層の獲得に向け、SNSを活用した情報発信を行ってまいりました。その他、しそ焼酎「鍛高譚」は「日本ネーミング大賞 2021」の地域ソウルブランド部門で最優秀賞を受賞いたしました。同賞は、ネーミングの重要性を広く社会に発信することでネーミングの質と価値の向上を図り、豊かな生活文化と産業の発展に寄与することを目的としています。

チューハイなどのRTD分野につきましては、「直球勝負」シリーズを始めとしたNB商品やPB商品が好調に推移し、売上高は増加いたしました。同カテゴリーでは、InstagramやTwitterのオエノグループ公式アカウントを利用し、「NIPPON PREMIUM」シリーズや「昔懐かしいレモンスカッシュサワー」が当たるプレゼントキャンペーンを実施するなど、企業および商品認知の向上を目指した活動を積極的に展開いたしました。

清酒につきましては、飲食店に対する営業自粛・時短要請によって市場の低迷が続いている影響で売

上高は減少いたしました。

販売用アルコールにつきましては、前期に新型コロナウイルス感染症拡大に伴う消毒用アルコールの全国的な特需がありました工業用アルコールが減少したことにより、売上高は減少いたしました。

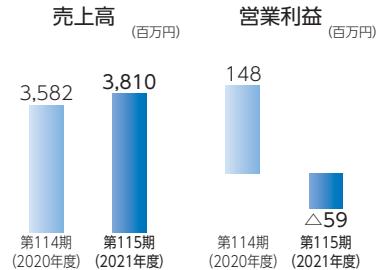
洋酒部門につきましては、RTSの「酎ハイ専科 レモンサワーの素」や、「ウイスキー 香薫 (こうくん)」が好調に推移し、売上高は増加いたしました。



## 加工用澱粉事業

■ 売上高 **3,810**百万円 (前期比6.3%増)

主要製品：加工用澱粉



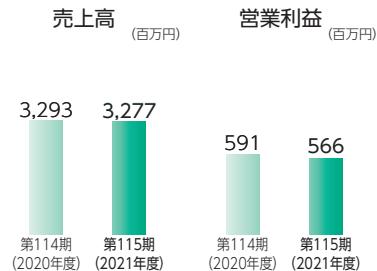
加工用澱粉事業につきましては、菓子用が増加したことや原料であるコーン価格の大幅な高騰の中、販売価格の改定に取り組んだことにより、売上高は3,810百万円 (前期比6.3%増) となりました。しか

しながら、それでも原価の上昇をカバーできず、59百万円の営業損失 (前期は148百万円の営業利益) となりました。

## 酵素医薬品事業

■ 売上高 **3,277**百万円 (前期比0.5%減)

主要製品：酵素、生産支援、診断薬



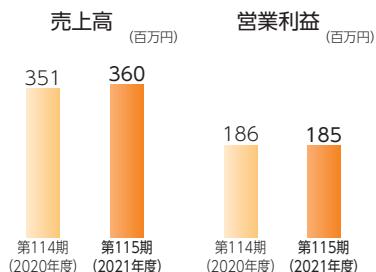
酵素医薬品事業につきましては、国内生産支援ビジネスは増加したものの、海外向け酵素が減少したため、売上高は3,277百万円 (前期比0.5%減)、

営業利益は566百万円 (前期比4.2%減) となりました。

## 不動産事業

■ 売上高 360百万円（前期比2.4%増）

事業内容：不動産の売買、不動産の賃貸



吾妻橋倉庫跡地開発計画  
(BON東京浅草 2021年6月開業)

不動産事業につきましては、売上高は360百万円（前期比2.4%増）、営業利益は185百万円（前期比0.4%減）となりました。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の額の合計は2,190百万円で、主なものは次のとおりであります。

当社	銀座ビル	跡地開発計画	1,176 (百万円)
	吾妻橋倉庫	跡地開発計画	311
合同酒精株式会社	東京工場	缶製品詰上ライン口径変更・高速化工事	187

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

酒類市場におきましては、人口減少・少子高齢化による需要の縮小や消費者嗜好の変化による需要の多様化、節約志向・低価格志向の高まりなどによって、企業間での販売競争が激化しております。また、コスト面では、原料価格やエネルギー価格の高止まりに加え、原油高を背景とした資材価格や物流費の上昇など企業努力のみでは補いきれない状況への対応を迫られております。

また、乳製品用酵素市場におきましては、健康志向の高まりによる市場の拡大とともに、国際的な巨大企業を含む国内外の企業との価格競争や研究・開発競争が進んでおります。

このように、当社グループを取り巻く経営環境は、先行き不透明感が急速に増しており、「中期経営計画2023」公表時には想定し得ない状況へと激変していることから、「中期経営計画2023」の定量目標につきましては、本年2月に、一旦取り下げることいたしました。

今後は、「長期ビジョン100」で掲げた5本の柱（「焼酎事業に集中」「アルコール事業 販売の拡大」「生産改革」「酵素医薬品事業の新展開」「CRE戦略」）を軸とした諸施策を着実に進め、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の最大化に取り組んでまいります。

なお、新たな定量目標につきましては、不透明感が解消し、合理的に算定可能となった段階で、速やかに開示させていただきたいと存じます。

##### <焼酎事業に集中>

当社グループの強みである焼酎事業に経営資源を集中し、規模拡大、利益の最大化を目指してまいります。また、強化ブランドを明確にし、効率的なマーケティングを進めてまいります。

甲類焼酎の「ビッグマン」につきましては、原材料・原油価格の高騰を受けた価格改定の検討を行い、収益性の改善に努めてまいります。

発売30周年を迎える甲類乙類混和焼酎のしそ焼酎「鍛高譚」につきましては、手軽に購入できるパック商品を軸とした展開を進め、販売拡大に繋げてまいります。また、好調な「すごむぎ」「すごいも」シリーズにつきましては、原材料・原油価格の高騰を受けたリニューアルに伴う新価格の提案を進め、収益性の改善に努めてまいります。

乙類焼酎の「博多の華」につきましては、本格麦焼酎 No.2の地位を揺るぎのないものとし、売上高100億円規模のシリーズに育成してまいります。

更なる市場の拡大が見込まれるチューハイの素につきましては、コロナ禍で伸張するRTS需要に対応すべく、新たなフレーバーの展開を検討し、販売拡大に取り組んでまいります。

RTDにつきましては、合同酒精とオエノンプロダクトサポートが、互いの強みを活かし、弱みを補うことで、消費者の趣向の多様化に柔軟に対応し、グループ全体の収益の最大化に繋がってまいります。

##### <アルコール事業 販売の拡大>

販売用アルコールにつきましては、生産性向上やコ

スト低減を強力に推し進めるとともに、粗留アルコール価格・エネルギー価格の高騰を受けた新価格の提案を推進し、収益性の改善に努めてまいります。

##### <生産改革>

絶え間ない合理化とコスト低減を徹底し、原料価格・エネルギー価格の高止まり、資材価格・物流費の上昇といった激変する環境への対応に努めるとともに、真に市場競争力のある商品の開発や安定的に供給できる生産体制の構築を進め、収益性の改善を図ってまいります。

また、自己熱再生システムの導入や工場で使用するボイラー燃料の重油からLNGへの転換などの温室効果ガス削減に繋がる設備投資や、リサイクル原料を使用したペットボトル容器への変更などに積極的に取り組むことで、低炭素社会の実現および循環型社会の形成に貢献してまいります。

##### <酵素医薬品事業の新展開>

主力のラクターゼにつきましては、更なるコスト低減に努め、海外での価格競争力を強化し、販売数量の維持拡大に取り組んでまいります。

また、既存ラクターゼの改良品やポストラクターゼとなる新商品の開発を早急に進めてまいります。

生産支援ビジネスにつきましては、既存受託品目の受託拡大や新規受託品目の獲得に取り組み、安定的に収益を確保できる分野に育成してまいります。

##### <CRE戦略>

今後の不動産事業の大きな収益の柱となる三菱地所グループの株式会社ロイヤルパークホテルズアンドリゾーツが展開するプレミアム宿泊主体型ホテル THE シリーズの「ザ ロイヤルパーク キャンパス 銀座コリドー」の開業に向け、建設計画を着実に進め、グループ全体の収益を下支えする事業に育成してまいります。

当社グループは、グループ企業理念の下、「よき企業市民として誰のためにどう役立つのか」を考え、実践していくことが企業としての社会的責任であると考えるております。また、コンプライアンスは、SDGs達成に向けた取組みを含む社会的責任の実践の基盤となるものと認識しております。グループの事業活動のあらゆる場面において、コンプライアンスの徹底を図ってまいります。その上で、温室効果ガス削減などの環境を巡る課題への対応や、女性活躍推進・LGBT・労働安全環境の改善といった「人」を巡る課題への対応に積極的に取り組んでまいります。

当社グループは、引き続き、グループ企業理念の下、「顧客志向」と「収益志向」を経営の基本に据え、「将来価値の共創」に資する取組みを通じて、グループの持続的成長および企業価値の最大化を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

企業としての持続的成長を描く

創立100周年

## 長期ビジョン100

達成に向けて



### 7つの指針



### 5本の柱



## (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第112期 (2018年度)	第113期 (2019年度)	第114期 (2020年度)	第115期(当期) (2021年度)
売上高	77,151(百万円)	75,444(百万円)	77,712(百万円)	78,618(百万円)
経常利益	1,605	1,745	2,248	1,267
親会社株主に帰属する当期純利益	469	1,104	1,147	299
1株当たり当期純利益	7(円)77(銭)	18(円)28(銭)	19(円)26(銭)	5(円)03(銭)
総資産	53,251(百万円)	52,568(百万円)	51,724(百万円)	52,280(百万円)
純資産	21,190	21,840	22,081	22,045

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第113期の期首から適用しており、第112期にかかる主要な経営指標等につきましては、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

## (6) 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
合同酒精株式会社	2,000(百万円)	100.0(%)	酒類・食品・酵素・医薬品の製造販売
福徳長酒類株式会社	518	100.0	酒類・食品の製造販売
株式会社オエノンアセットコーポレーション	400	(2.0) 100.0	不動産の売買、賃貸および管理
ゴーテック株式会社	96	100.0	倉庫業
オエノンプロダクトサポート株式会社	50	100.0	酒類・食品の受託製造
株式会社ワコー	10	100.0	酒類・食品の販売
秋田県醗酵工業株式会社	54	67.5	酒類・食品の製造販売
株式会社サニーメイズ	120	50.0	加工用澱粉の製造販売

(注) 出資比率の( )内の数字は、間接所有比率であります。

### ② 当事業年度末における特定完全子会社の状況

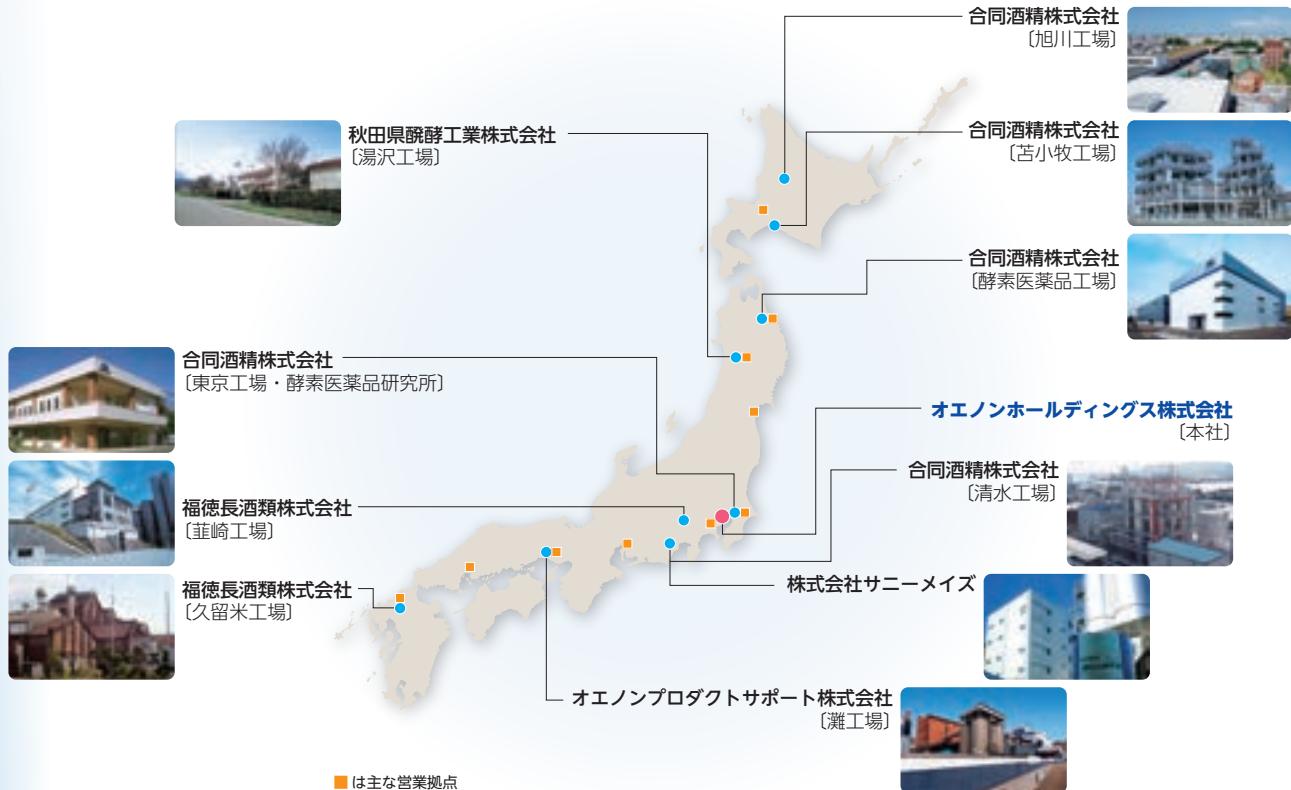
名 称	住 所	帳簿価額の合計	当社の総資産額
合同酒精株式会社	千葉県松戸市上本郷字仲原250	16,846百万円	34,778百万円

## (7) 主要な営業所および工場

### ① 当社

本社 東京都墨田区東駒形1-17-6

### ② グループネットワーク



**(8) 従業員の状況****① 当社グループの従業員数**

従業員数	前期末比増減 (△)
879(名)	△ 29(名)

**② 当社の従業員数**

従業員数	前期末比増減 (△)
男 性 29(名)	△ 5(名)
女 性 8	△ 2
合 計 37	△ 7

**(9) 主要な借入先**

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,600(百万円)
株式会社北洋銀行	987
株式会社三菱UFJ銀行	987
第一生命保険株式会社	125

## 2. 株式に関する事項

### (1) 発行可能株式総数

200,000,000株

### (2) 発行済株式の総数

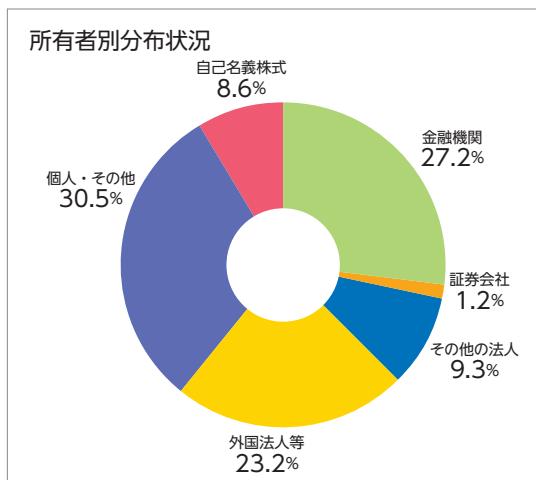
59,924,134株

(自己株式5,662,062株を除く)

### (3) 株主数

10,797名

### (4) 大株主（上位10名）



株 主 名	持株数	持株比率
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-563114	9,053 (千株)	15.10 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,198	10.34
第一生命保険株式会社	3,061	5.10
株式会社みずほ銀行	2,443	4.07
オエノンホールディングス従業員持株会	2,024	3.37
株式会社南悠商社	1,884	3.14
株式会社北洋銀行	1,750	2.92
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	1,300	2.16
HSBC PRIVATE BANK (SUISSE) SA GENEVA, CLIENT ACCOUNT	1,280	2.13
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	1,280	2.13

(注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

2. 上記のほか当社所有の自己株式5,662,062株があります。なお、当該自己株式には業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」のために設定したみずほ信託銀行株式会社(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行(信託E口))が所有する当社株式491,300株は含まれておりません。

3. 2021年12月14日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、重田光時氏他共同保有者2名が2021年12月8日現在で12,073,000株を保有している旨が記載されておりますが、当社として2021年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりです。

大量保有者	重田光時氏他共同保有者2名
保有株式等の数	12,073,000株
株券等保有割合	18.41%

### 3. 新株予約権等の状況

---

該当事項はありません。

招集ご通知

P2

株主総会参考書類  
P7

添付書類

事業報告

P16

連結計算書類  
P39

計算書類

P42

監査報告書

P45

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
(代表取締役) 取締役社長	西 永 裕 司	グループ経営全般 指名・報酬委員会委員 中期経営戦略策定委員会委員長 CSR・コンプライアンス委員会委員長 合同酒精株式会社 代表取締役社長 福德長酒類株式会社 取締役 秋田県醗酵工業株式会社 取締役 オエノンプロダクトサポート株式会社 取締役 株式会社サニーメイズ 取締役 株式会社オエノンアセットコーポレーション 代表取締役社長
取締役会長	長 井 幸 夫	グループ経営全般 合同酒精株式会社 取締役会長
取締役	菅 原 栄 司	合同酒精株式会社 専務取締役 オエノンプロダクトサポート株式会社 監査役 ゴータック株式会社 取締役
取締役	尾 崎 行 正	指名・報酬委員会委員長 株式会社サカタのタネ 社外取締役
取締役	齋 藤 忠 夫	指名・報酬委員会委員
常勤監査役	山 村 光 太 郎	合同酒精株式会社 常勤監査役 福德長酒類株式会社 常勤監査役
監査役	小 野 隆 良	合同酒精株式会社 監査役 福德長酒類株式会社 監査役 公益財団法人小田急財団 監事
監査役	蘭 田 俊 和	合同酒精株式会社 監査役 福德長酒類株式会社 監査役 公益社団法人三州倶楽部 理事

- (注) 1. 取締役 尾崎行正および齋藤忠夫の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役 小野隆良および蘭田俊和の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 監査役 山村光太郎氏は、当社グループ内の経理関連部門で経理経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 監査役 小野隆良氏は、公認会計士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 監査役 蘭田俊和氏は、税理士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 6. 当社は、取締役 尾崎行正および齋藤忠夫の両氏並びに監査役 小野隆良および蘭田俊和の両氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針）を定めております。その概要は以下のとおりです。

当社取締役の報酬は、優秀な人材の確保並びに当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に向けた動機付けとして十分機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、取締役の報酬水準は、同業他社や経済・社会情勢等を踏まえたものとするを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、イ.基本報酬、ロ.短期の業績連動報酬としての賞与、ハ.中長期の業績連動報酬としての株式報酬で構成する。

監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払う。

取締役に対する退職慰労金制度は設けない。

#### イ. 基本報酬

月例の固定報酬とし、役位・責任等に応じて決定する。

#### ロ. 短期の業績連動報酬としての賞与

役位・責任等や連結経常利益に応じて算出された額を、毎年の定時株主総会日に支給する。

#### ハ. 中長期の業績連動報酬としての株式報酬

当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭とし、役位・責任等や連結ROEおよび連結経常利益の実績水準に応じて決定する。

株式報酬の支給は、原則として役員の退任時とする。算出の基礎となるポイントに関しては、毎年の定時株主総会日現在における取締役に対して、前年の定時株主総会日から当年の定時株主総会日までの期間における職務執行の対価として、毎年の定時株主総会日に「1ポイント＝1株」相当のポイントを付与する。

基本報酬：賞与：株式報酬の支給割合は、当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値向上に向けた動機付けとして機能するよう、概ね4：1：1の割合となるように設計する。

また、決定方針は、指名・報酬委員会において審議・承認し、指名・報酬委員会の承認内容を尊重して、取締役会が決定しております。

#### (指名・報酬委員会)

当社は、社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保することにより、取締役候補者の選定や取締役の報酬等に関する取締役会機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会の委員は、取締役会の決議により選任しております。

指名・報酬委員会は、委員3名以上で構成することとし、その過半数は独立社外取締役としております。

指名・報酬委員会の委員長は、委員である社外取締役の中から、指名・報酬委員会の決議によって選定しております。

指名・報酬委員会は、主に次の事項を審議し、取締役会に答申しております。

- ・当社の株主総会に提出する取締役および監査役の選任および解任に関する議案の内容
- ・当社の代表取締役および役付取締役の選定および解職

- ・当社の取締役の報酬等に関する方針および制度
- ・当社の取締役の個別の報酬等の内容
- ・当社の株主総会に提出する取締役、監査役の報酬等に関する議案の内容

## ② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等限度額は、2007年3月29日開催の第100回定時株主総会において年額180百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は0名）です。

上記報酬等の他、取締役（社外取締役を除く）に対しては、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しております。本制度につきましては、2017年3月23日開催の第110回定時株主総会において、上記報酬等限度額とは別枠で決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名です。

監査役の報酬等限度額は、2007年3月29日開催の第100回定時株主総会において年額48百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

## ③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、審議プロセスの公正性・透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役が規程に基づき作成した報酬案を、指名・報酬委員会において審議・承認し、指名・報酬委員会の承認内容を尊重して、取締役会が決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

## ④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬		
			賞与	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	116	78	12	25	3
監査役 (社外監査役を除く)	6	6	—	—	1
社外取締役	26	26	—	—	2
社外監査役	13	13	—	—	2

- (注) 1. 当社は、短期の業績連動報酬として取締役に對して賞与を支給しております。連結経常利益を賞与の額の算定の基礎とした業績指標とし、短期インセンティブの特徴を際立たせております。当連結会計年度の連結経常利益は1,267百万円となりました。
2. 当社は、中長期の業績連動報酬として株式報酬を支給しております。株式報酬の内容は、上記①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりです。当連結会計年度の連結ROEは1.5%、連結経常利益は1,267百万円となりました。
3. 連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、役員ごとの連結報酬等の総額は記載していません。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

##### 社外取締役

氏名	兼職する法人等	兼職の内容	関係
尾崎 行正	株式会社サカタのタネ	社外取締役	当社と株式会社サカタのタネとの間に重要な取引その他の関係はありません。

##### 社外監査役

氏名	兼職する法人等	兼職の内容	関係
小野 隆良	公益財団法人小田急財団	監事	当社と公益財団法人小田急財団との間に重要な取引その他の関係はありません。
蘭田 俊和	公益社団法人三州倶楽部	理事	当社と公益社団法人三州倶楽部との間に重要な取引その他の関係はありません。

#### ② 主な活動状況

##### 社外取締役

氏名	取締役会出席状況	指名・報酬委員会出席状況	活動状況と役割
尾崎 行正	15回中15回	3回中3回	議案審議等について、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な発言等を行っております。また、指名・報酬委員会委員長を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
齋藤 忠夫	15回中14回	3回中3回	議案審議等について、主に酵素医薬品事業に関する幅広い見識と経験に基づき、当社の経営上有用な発言等を行っております。また、指名・報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

(注) 当社では、取締役会に出席できない社外取締役に対しても、事前の資料配布や審議事項に関する意見聴取により、取締役会での決議・報告事項に関与できる環境を整えています。

## 社外監査役

氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	活動状況
小野 隆 良	15回中15回	18回中18回	議案審議等について、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の経営上有用な発言等を行っております。
藺 田 俊 和	15回中15回	18回中18回	議案審議等について、主に税理士としての専門的見地から、当社の経営上有用な発言等を行っております。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### ④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

社外監査役 2名 13百万円

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は、取締役および監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等および監査役会が同意した理由

46百万円

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬の見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

#### ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

82百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任することといたします。

また、上記のほか、会計監査人の職務が適正に実施されることを確保するための体制等を勘案し、監査を遂行するに不十分であると判断した場合には、当社監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制並びに当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制を整備しております。

### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の取締役および別途指名されたグループ会社の取締役その他の役員で構成するCSR・コンプライアンス委員会を設置する。

CSR・コンプライアンス委員会は、当社グループ全体のコンプライアンス・マネジメントや食品企業としての安全衛生環境確立等についての方針および対応策を策定し、当社グループの取締役および使用人がコンプライアンス等を確実に実践することを支援・指導する。

また、当社は、執行機能から独立した内部監査部門として監査室を設置する。監査室は、CSR・コンプライアンス委員会と連携のうえ、客観的視点をもって当社グループ全体のコンプライアンスの状況を監査し、監査結果をCSR・コンプライアンス委員会委員長および当社の監査役に報告する。

さらに、当社は、不正行為の撲滅のため、内部通報制度を設け、社内において様々な手段をもって認知度を高め、通報が容易にできる環境を整備する。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、重要文書取扱規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報（電磁的媒体による記録を含む）の保存・管理に関する体制を確保する。これとともに、取締役および監査役が、保存・保管された情報を常時閲覧することができる体制を確保する。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務分掌規程、グループ会社管理規程に基づき、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、各責任部署においてリスクの管理を行い、リスクの低減およびその未然防止を図るものとする。これとともに、CSR・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのリスクマネジメントの状況について、定期的、不定期なレビューを行い、当社グループ全体の業務運営上および経営戦略上のリスクを統括して管理するものとする。

また、当社は、緊急事態発生時に、CSR・コンプライアンス委員会委員長がCSR・コンプライアンス委員会を招集し、損失の拡大を最小限に止める体制を整備する。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規則、職務責任権限規程、業務分掌規程を定め、取締役および使用人との間での責任と権限の範囲を明確にし、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を確保する。

当社は、取締役会の審議の活性化および監督機能の強化のため、社外取締役を選任する。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、部門別グループ経営会議、CSR・コンプライアンス委員会の開催等を通じて、当社とグループ会社間で経営情報を共有化する体制を構築する。

当社は、グループ会社管理規程に基づき、当社グループの経営方針および中長期経営計画等必要な政策を立案する。また、当該政策に基づき、グループ会社の管理・支配を行い、当社グループにおける業務の適正な運営に努める。

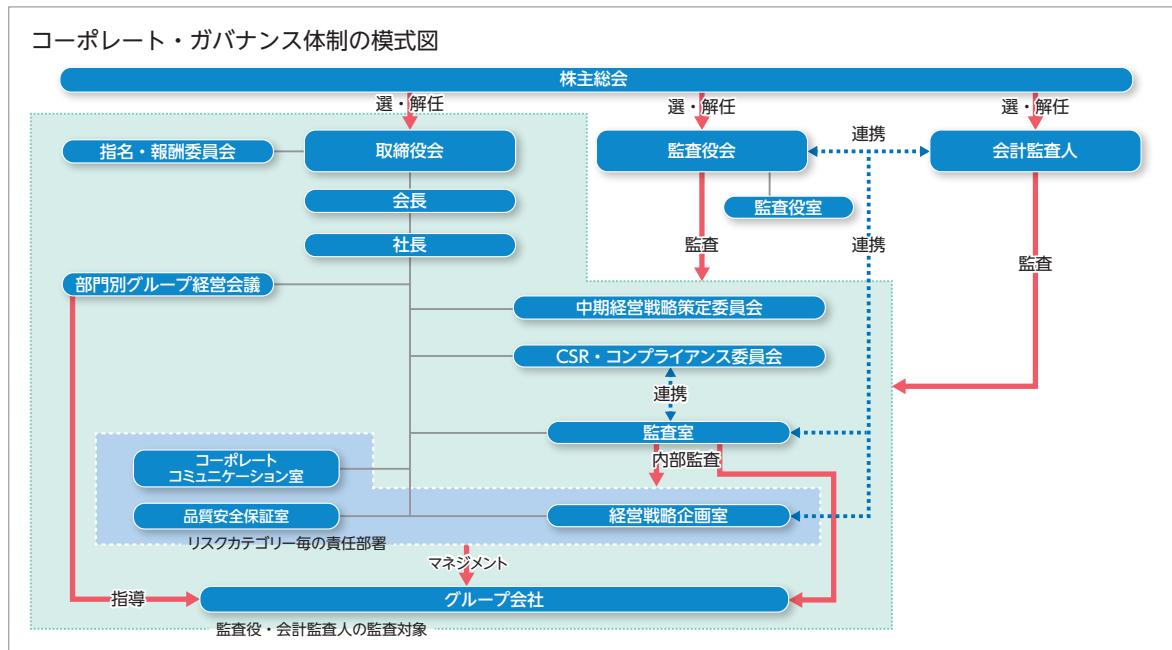
当社は、当社の監査役による監査に加え、監査室による内部監査を実施する。必要に応じて、グループ会社の取締役または監査役に当社の取締役、監査役または使用人を選任し、当社グループにおける業務の適正を確保する体制を構築する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）を置くことを求めた場合における当該補助使用人に関する事項並びにその補助使用人の取締役からの独立性およびその補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、当社の監査役から補助使用人を置くことを求められた場合、専属の補助使用人を配置する体制を整備する。

補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に関する決定につきましては、予め当社の監査役の同意を得るものとする。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図



補助使用人は、当社の監査役の職務を補助するにあたって、当社の監査役の指揮命令にのみ服するものとする。

⑦ **監査役に報告するための体制**

当社は、当社の監査役が、取締役会のほか、部門別グループ経営会議、CSR・コンプライアンス委員会等重要会議へ出席をし、意見の表明を行うことができる体制を構築する。

これとともに、当社の取締役および使用人、グループ会社の取締役、監査役および使用人が、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事実、内部通報制度に基づき通報された事実等を直ちに当社の監査役に報告をする体制を整備する。

当社は、当社の監査役が、必要に応じて、当社の取締役および使用人、グループ会社の取締役、監査役および使用人に対して、報告を求めることができる体制を構築する。

これとともに、当社の監査役に当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないよう必要な措置を講ずるものとする。

⑧ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社は、当社の監査役が、代表取締役・会計監査人との定期的および不定期の会合並びに監査室と連携を取り合うことによって、監査の実効性を確保する体制を整備する。

当社は、当社の監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

⑨ **反社会的勢力による被害を防止するための体制**

当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断するために、反社会的勢力に対して、経営戦略企画室を統括対応部署とし、弁護士・警察等の外部専門機関と連携を図り、グループ全体として毅然とした姿勢で組織的に対応する体制を整備する。

**(当該体制の運用状況)**

当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況を定期的に取締役会に報告し、必要に応じて見直しを行っております。当社グループの主な取組みとしては、内部監査計画に基づき、当社および子会社の内部監査を実施しました。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者とは、当社グループの財務、事業の内容および当社の企業価値を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保、向上していくことを可能とする者でなければならないと考えております。

当社株式について大規模な買付けがなされる場合であっても、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、特定の者の大規模な買付けに応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付けの中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買取に応じることを株主に強要するおそれがあるものなど、被買収会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、そのような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模な買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、そのような者による大規模な買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

### ② 不適切な支配防止のための取組み

当社は、当社を取り巻く経営環境等の変化、金融商品取引法による大量買付行為に関する規制の整備の浸透状況などを鑑み、大規模買付ルールを取扱いについて慎重に検討を重ねた結果、2016年3月23日の第109回定時株主総会最終結の時をもって、大規模買付ルールを継続しない（廃止する）こととさせていただきます。

なお、当社は、大規模買付ルールの有無に関わらず、今後とも中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上にグループをあげて取り組んでまいります。また、当社は大規模買付ルール終了後も、大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

◆ 本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当期 (2021年12月31日現在)	前期(ご参考) (2020年12月31日現在)
<b>資産の部</b>	<b>52,280</b>	<b>51,724</b>
流動資産	25,596	25,491
現金及び預金	990	915
受取手形及び売掛金	16,295	16,869
商品及び製品	5,710	5,903
仕掛品	200	151
原材料及び貯蔵品	1,955	1,452
前払費用	99	110
その他	363	120
貸倒引当金	△18	△31
固定資産	26,684	26,232
有形固定資産	23,763	23,290
建物及び構築物	6,770	6,716
機械装置及び運搬具	5,883	6,323
工具、器具及び備品	125	117
土地	9,620	9,673
リース資産	85	132
建設仮勘定	1,277	328
無形固定資産	298	248
のれん	7	9
ソフトウェア	139	125
その他	151	114
投資その他の資産	2,622	2,693
投資有価証券	1,404	1,331
長期前払費用	105	143
繰延税金資産	891	983
退職給付に係る資産	17	32
その他	208	206
貸倒引当金	△5	△5
<b>資産合計</b>	<b>52,280</b>	<b>51,724</b>

科 目	当期 (2021年12月31日現在)	前期(ご参考) (2020年12月31日現在)
<b>負債の部</b>	<b>30,235</b>	<b>29,643</b>
流動負債	25,350	23,968
支払手形及び買掛金	4,699	4,696
電子記録債務	1,624	1,345
短期借入金	3,700	1,050
リース債務	43	73
未払金	4,400	4,357
未払費用	169	176
未払酒税	8,726	8,889
未払消費税等	1,077	1,729
未払法人税等	147	552
預り金	340	330
賞与引当金	60	58
役員賞与引当金	17	40
株主優待引当金	18	18
設備関係支払手形	159	304
設備関係電子記録債務	76	206
その他	89	139
固定負債	4,884	5,674
長期借入金	—	750
長期預り金	3,140	3,179
リース債務	49	69
繰延税金負債	164	146
役員株式給付引当金	101	76
退職給付に係る負債	1,282	1,258
資産除去債務	53	113
その他	92	80
<b>純資産の部</b>	<b>22,045</b>	<b>22,081</b>
株主資本	19,532	19,652
資本金	6,946	6,946
資本剰余金	5,601	5,599
利益剰余金	8,563	8,683
自己株式	△1,578	△1,577
その他の包括利益累計額	480	341
その他有価証券評価差額金	354	275
繰延ヘッジ損益	53	△29
退職給付に係る調整累計額	71	95
非支配株主持分	2,032	2,086
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>52,280</b>	<b>51,724</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当期	前期 (ご参考)
	(2021年1月1日から2021年12月31日まで)	(2020年1月1日から2020年12月31日まで)
売上高	78,618	77,712
売上原価	65,967	63,689
売上総利益	12,651	14,023
販売費及び一般管理費	11,444	11,802
営業利益	1,207	2,221
営業外収益	167	154
受取利息	0	0
受取配当金	33	33
受取賃貸料	71	74
雑収入	62	46
営業外費用	106	127
支払利息	60	60
操業休止等経費	26	25
売上債権売却損	10	9
減価償却費	—	15
雑損失	9	15
経常利益	1,267	2,248
特別利益	62	14
固定資産売却益	0	0
資産除去債務戻入益	60	—
その他	2	13
特別損失	865	462
固定資産除売却損	54	310
減損損失	145	—
事業再編損失	616	62
投資有価証券評価損	44	86
投資有価証券売却損	2	—
その他	1	4
税金等調整前当期純利益	464	1,799
法人税、住民税及び事業税	155	639
法人税等調整額	48	△32
当期純利益	261	1,192
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△37	45
親会社株主に帰属する当期純利益	299	1,147

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,946	5,599	8,683	△1,577	19,652
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△419	—	△419
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	299	—	299
自己株式の取得	—	—	—	△0	△0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	1	—	—	1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	1	△120	△0	△119
当期末残高	6,946	5,601	8,563	△1,578	19,532

	その他の包括利益累計額					
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	275	△29	95	341	2,086	22,081
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△419
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	299
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—	1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	78	83	△23	138	△54	83
連結会計年度中の変動額合計	78	83	△23	138	△54	△35
当期末残高	354	53	71	480	2,032	22,045

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当期 (2021年12月31日現在)	前期 (ご参考) (2020年12月31日現在)
<b>資産の部</b>	<b>34,778</b>	<b>33,436</b>
<b>流動資産</b>	<b>2,352</b>	<b>3,058</b>
現金及び預金	140	120
売掛金	210	220
貯蔵品	1	1
前払費用	12	12
関係会社短期貸付金	1,490	2,100
未収入金	480	492
立替金	11	91
その他	6	18
<b>固定資産</b>	<b>32,425</b>	<b>30,378</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>6,243</b>	<b>5,019</b>
建物	1,450	1,081
構築物	363	384
機械及び装置	173	166
工具、器具及び備品	42	24
土地	2,879	2,932
リース資産	57	107
建設仮勘定	1,276	323
<b>無形固定資産</b>	<b>217</b>	<b>157</b>
ソフトウェア	138	124
その他	78	33
<b>投資その他の資産</b>	<b>25,964</b>	<b>25,201</b>
投資有価証券	995	971
関係会社株式	23,784	23,781
関係会社長期貸付金	2,060	1,510
長期前払費用	38	58
その他	107	104
貸倒引当金	△1,022	△1,224
<b>資産合計</b>	<b>34,778</b>	<b>33,436</b>

科 目	当期 (2021年12月31日現在)	前期 (ご参考) (2020年12月31日現在)
<b>負債の部</b>	<b>18,144</b>	<b>17,269</b>
<b>流動負債</b>	<b>15,594</b>	<b>13,592</b>
支払手形	0	1
電子記録債務	20	21
短期借入金	14,910	12,480
リース債務	33	61
未払金	504	517
未払費用	45	44
未払消費税等	—	61
未払法人税等	28	341
役員賞与引当金	13	20
株主優待引当金	18	18
設備関係支払手形	—	5
設備関係電子記録債務	—	5
その他	21	13
<b>固定負債</b>	<b>2,550</b>	<b>3,676</b>
長期借入金	2,070	3,300
長期預り金	195	176
リース債務	29	55
長期未払金	71	56
繰延税金負債	81	12
役員株式給付引当金	101	76
<b>純資産の部</b>	<b>16,633</b>	<b>16,167</b>
<b>株主資本</b>	<b>16,398</b>	<b>15,978</b>
資本金	6,946	6,946
資本剰余金	5,576	5,576
資本準備金	5,549	5,549
その他資本剰余金	27	27
<b>利益剰余金</b>	<b>5,453</b>	<b>5,033</b>
利益準備金	756	756
その他利益剰余金	4,697	4,276
繰越利益剰余金	4,697	4,276
自己株式	△1,578	△1,577
評価・換算差額等	235	189
その他有価証券評価差額金	235	189
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>34,778</b>	<b>33,436</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期 (ご参考)
	(2021年1月1日から2021年12月31日まで)	(2020年1月1日から2020年12月31日まで)
売上高	2,494	2,476
売上原価	225	223
売上総利益	2,269	2,253
販売費及び一般管理費	1,034	1,168
営業利益	1,234	1,084
営業外収益	66	66
受取利息	26	30
受取配当金	25	24
雑収入	14	11
営業外費用	106	127
支払利息	84	82
操業休止等経費	19	20
雑損失	1	24
経常利益	1,194	1,024
特別損失	211	307
固定資産除売却損	32	217
減損損失	134	—
投資有価証券評価損	43	86
その他	0	4
税引前当期純利益	983	717
法人税、住民税及び事業税	93	△1
法人税等調整額	49	1
当期純利益	839	716

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計
当期首残高	6,946	5,549	27	5,576	756	4,276	5,033
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△419	△419
当期純利益	—	—	—	—	—	839	839
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	420	420
当期末残高	6,946	5,549	27	5,576	756	4,697	5,453

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,577	15,978	189	189	16,167
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	—	△419	—	—	△419
当期純利益	—	839	—	—	839
自己株式の取得	△0	△0	—	—	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	—	—	45	45	45
事業年度中の変動額合計	△0	420	45	45	465
当期末残高	△1,578	16,398	235	235	16,633

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

令和4年2月25日

オエノンホールディングス株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 島村 哲  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小宮 正俊  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オエノンホールディングス株式会社の令和3年1月1日から令和3年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オエノンホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

令和4年2月25日

オエノンホールディングス株式会社  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	島村	哲
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小宮	正俊

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オエノンホールディングス株式会社の令和3年1月1日から令和3年12月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの第115期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議へオンライン形式も含め出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年2月25日

オエノンホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	山	村	光太郎	Ⓔ
監査役（社外監査役）	小	野	隆良	Ⓔ
監査役（社外監査役）	蘭	田	俊和	Ⓔ

以上

× 毛

---

---

---

---

---

---

---

---

# 株主総会会場 ご案内図

## 開催日時

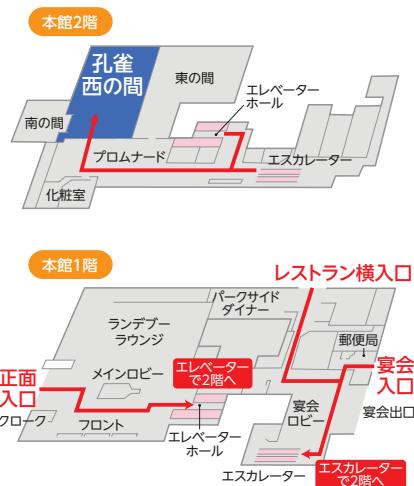
2022年3月23日(水曜日)  
午前10時  
(受付開始：午前9時)

## 会場

帝国ホテル東京 本館2階  
「孔雀西の間」

東京都千代田区内幸町1丁目1番1号  
電話番号 03-3504-1111 (代表)

## フロアマップ



## 最寄駅から会場までのご案内

QRコードを読み取っていただくことでGoogleMapが起動します。▶



- [JR有楽町駅]より徒歩5分
- [JR新橋駅]、東京メトロ銀座線「新橋駅」より徒歩7分
- 東京メトロ日比谷線、千代田線、都営地下鉄三田線「日比谷駅」より徒歩3分
- 東京メトロ日比谷線、丸ノ内線、銀座線「銀座駅」より徒歩5分
- 都営地下鉄三田線「内幸町駅」より徒歩3分

